

令和4年度 姫路市まちなか・商店街創業支援事業補助金募集要項

1 目的

姫路市のまちなか（中心市街地）（※1）又は商店街（※2）において、新たな魅力ある店舗が出店することにより、新たな雇用と魅力の創出と活性化を図るため、新たに店舗を出店する際の経費の一部を補助します。

※1 「まちなか（中心市街地）」の区域については、4ページの図をご参照ください。

※2 「商店街」は、「姫路商業まちづくり協議会」に所属する商店街を対象とします。（ただし、まちなか（中心市街地）の区域内に所在する商店街は対象となりません。）

2 申請できる方

まちなか（中心市街地）又は商店街において新たに店舗を出店しようとする方で、下記の(1)又は(2)に該当する方

(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき、姫路市が策定した創業支援事業計画に定める特定創業支援事業による支援を受け、特定創業支援事業証明書の交付を受けた方

※姫路商工会議所・姫路市商工会が主催する創業セミナーを受講された方

(2) (1)に該当する方が代表者を務める会社（ただし、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる要件に該当する中小企業者に限りません。）

【注意】

- ・ 申請者及び事業計画関係者が、反社会的勢力と関係がある場合は、申請することができません。また、交付決定後に、反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、交付決定を取り消します。
- ・ 市税の滞納がある場合は、申請できません。
- ・ 姫路商工会議所の行う「姫路市中心商店街空き店舗対策事業」に申請しようとする場合は、申請できません。

3 補助対象事業

創業又は第二創業により、まちなか（中心市街地）又は商店街に新たに店舗を開店する事業

※「創業」とは、初めて事業を営む場合をいいます。

※「第二創業」とは、現在の事業と、日本標準産業分類の中分類における業種が異なる業種に属する事業分野に進出する場合をいいます。

※ 中心市街地又は商店街内における既存店舗の移転に伴う店舗の開店若しくは、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業（フランチャイズ事業）に加盟して行われる事業又は販売代理店として、開店する場合は補助対象外となります。

※ 政治活動や宗教活動を目的とする事業、公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定されている風俗営業に該当する業種など）又は公序良俗に反する事業の場合は、補助対象外となります。

※ その他、当補助金の交付目的に沿わない事業の場合も補助対象外となります。

4 補助対象経費

補助対象経費は、店舗の開店に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費です。

ただし、消費税及び地方消費税は含みません。

区分	内容
内装設備工事費	店舗の開店に伴う内装設備工事費
広告宣伝費	ホームページ作成、パンフレット・チラシ作成、広告、展示会出展等の広告宣伝費

【注意】

- ・ 交付決定の日から令和 5 年 3 月 31 日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限ります。
- ・ 国や県から補助金が交付されている場合は、その補助金の額を控除して申請してください。
- ・ 特段の事情がない限り、市外の業者に対して支払った経費は補助対象になりません。

5 補助対象期間

補助対象事業の補助対象期間は、交付決定の日から令和 5 年 3 月 31 日までとし、その期間に支払った経費に対して補助します。

6 補助率

補助対象経費の 2 分の 1 以内

7 補助限度額

50 万円以内

ただし、新たに設置する店舗が次の(1)または(2)のいずれかに該当し、市長が特に事業継続性が高く、かつ、地域の課題解決に寄与するものと認める場合においては補助限度額 100 万円以内とします。

- (1) 本市の地場産業に係る製品の販売のみならず、当該製品の情報発信、展示、体験教室等を併せて行うことで、本市の地場産業を広く周知し、その振興に寄与するための店舗
- (2) 多世代が安心して暮らせる居住環境づくりを促進するための地域交流の拠点となるコミュニティカフェ等の店舗

8 申請方法

補助金等交付申請書に、下記の書類を添付して申請してください。

- (1) 補助対象事業計画書（様式第 1 号）
- (2) 補助金所要額調書（様式第 2 号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 特定創業支援事業証明書
- (5) 姫路商工会議所の発行する推薦書
- (6) 法人の登記事項証明書（個人事業主の場合は、住民票及び税務署へ届け出た開業届出書）

の写し

- (7) 許認可が必要な業種の場合は、許可証等の写し
(法令等の定めにより添付できない場合は、添付が可能になり次第、市へ提出してください。)
- (8) 市税の滞納がないことを証する書類
- (9) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額届出書(様式第3号)
- (10) その他(事業内容のわかる資料、経費の積算根拠のわかる資料等の必要書類)

9 交付の可否の通知等

補助金の交付の可否については、申請者へ通知します。

交付決定にあたっては、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

10 お問い合わせ先・申請書の提出先

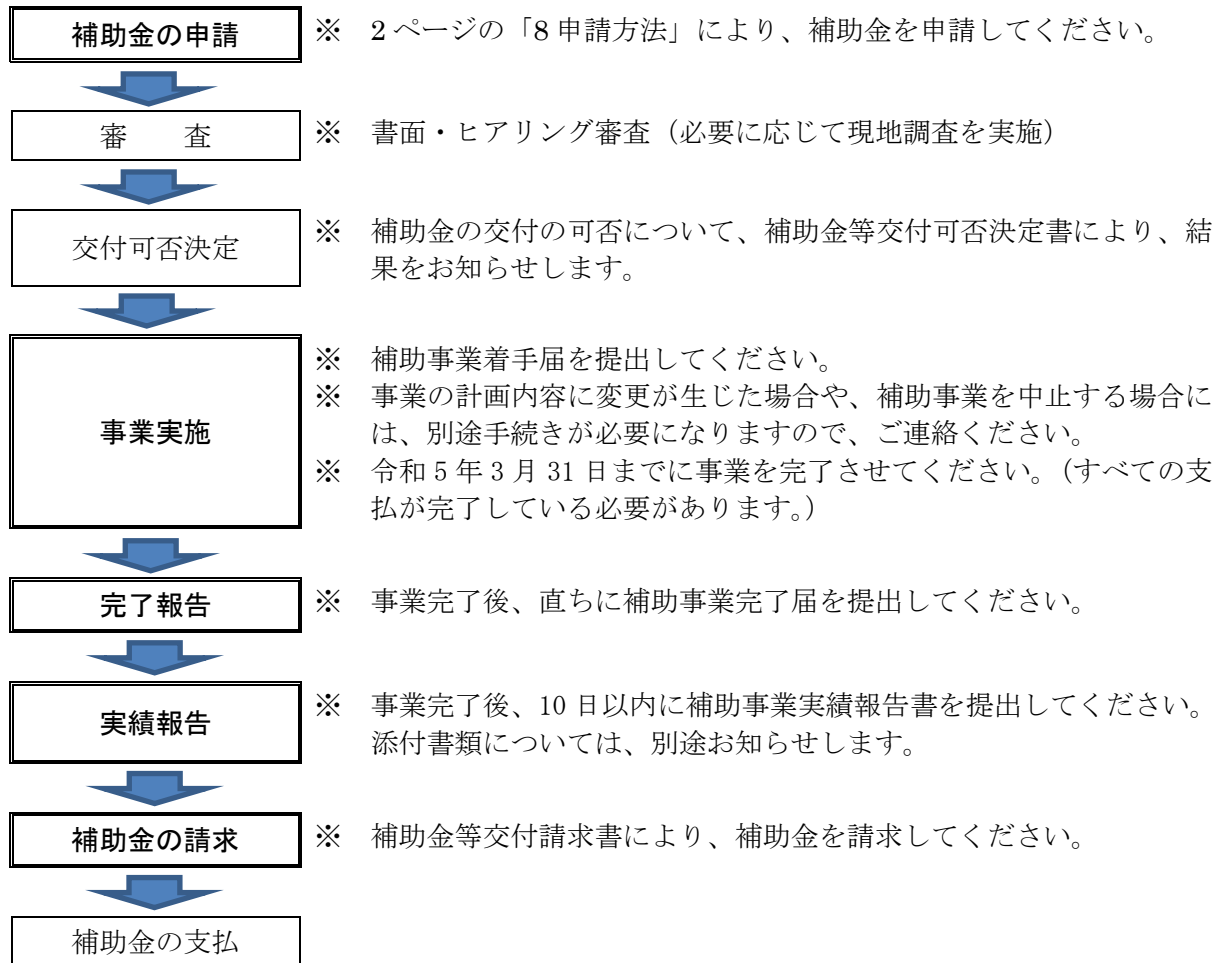
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所 産業局 商工労働部 産業振興課
TEL : 079-221-2522 FAX : 079-221-2508
Eメール : chushinkassei@city.himeji.lg.jp

11 個人情報の管理

本補助金への申請に係る提出書類により姫路市が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ・ 本事業における事業計画の審査、事業管理のため
- ・ 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・ 姫路商工会議所「姫路創業ステーション」による継続的な経営指導のため

1 2 手続の流れ



※ 事業者の方には、二重線で囲んだ手続を取っていただくことになります。

<中心市街地の区域>

「中心市街地」とは、下図の基本計画区域をいいます。

